

LD、ADHD、高機能自閉症等の理解と支援に向けて

## 保護者の気持ちに寄り添う教育相談

こんなことばかりを  
していませんか...

保護者はどのように  
感じるでしょうか...



やればできま  
すから、がんば  
らせてください。

「どう」が  
んばらせたらいい  
の？

そのうち落ち  
着きますよ。

本当に落ち着  
くのかしら？

愛情をいっば  
いかけてあげて  
ください。

精一杯努力し  
ているのに...

専門家に診て  
もらってください。  
い。

うちの子に  
かぎって...  
どこに相談したら  
いいの？  
とても不安...



長崎県教育委員会  
長崎県教育センター

特別支援教育を進めるにあたり、保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校における教育相談がますます重要視されています。その際、教師として知っておかなければならないことがあります。

保護者の悩みや不安をどのように支援すればいいのでしょうか。

大切なのは、カウンセリングマインドと呼ばれる次のような態度です。

傾聴...相手の語るところを「じっくりと聴く」態度  
 共感...相手を感じているように「共に感じる」態度  
 受容...相手のこれまでのがんばりを「肯定的に認める」態度

保護者の気持ちに寄り添うことが大事です。

子どもの気になる点ばかりを話すのではなく、子どもの成長している点や頑張っている点などのよいところから話していくようにします。

保護者の話を共感的に聞くことに努めながら、信頼関係を作り、保護者が話しやすい環境を作ることが大切です。

このようなことばかけに保護者は不安や反発を覚えます。	例えば、このようなことばかけが考えられます
「お母さんが、そんなふうだから さんも...」 「愛情不足かも知れませんね。愛情をいっぱいかけてあげてください」	「 さんのために、今まで～をしてきたのですね。」 「お母さんのこれまでのがんばりがあるから、今の さんの～(いいところ)があるのではないのでしょうか。」
「その傾向は さんだけではないですよ。そのうち落ち着きますよ。」	「その傾向について、お母さんはどう感じ(思い)ましたか?どのようなことで心配ですか?」
「専門家に診てもらってください。」	「 さんの指導のために、担任がアドバイスをもらいたいので、 での相談を考えています。同席し、一緒に話を聞いていただければと考えていますが、いかがですか。」
「やればできますから、とにかくがんばらせてください。」	「今、学校で のようなやり方でがんばっています。家庭でも同じ方法で行えば、本人も戸惑いが少なく、スムーズに行えるようになるのではないかと考えています。家庭でも同じ方法で行うことは可能でしょうか。」

保護者と話し合うとき、どのようなことに配慮すればよいでしょうか。

保護者はこれまでの養育を責められるのではと不安に思っています

子どもをつまずきについて、保護者は「家庭環境のせいだ。」「しつけ方が悪いからだ。」と言われて悩んでいることが多いものです。また、子どもの行動で「周囲に迷惑をかけているのではないか。」と、自責の念をもっていることもあります。

保護者の子育てのせいだと決めつけず、悩みを共有しようとする共感的姿勢で対応することが大切です。子どもの短所や問題行動ばかりを話すのではなく、長所や頑張っている点などにも目を向け、子どもの成長を前向きに考えられるようにしましょう。

安易に障害名を口にしません

障害の診断は、支援の手立てを考える際に大切な情報の一つとなります。しかし、診断は教師にはできません。医療機関が行うものです。障害の疑いがあったとしても思いこみで障害名を口にすると、保護者との信頼関係を損ねてしまうことがあります。

大切なのは、子どもの「よさ」から話を始めることです。教師と保護者が子どもの「よさ」について共通の認識をもった上で、学習や学校生活で支援が必要なことについて、少しずつ話を進める方がよいと思われれます。

気休めや根拠のない見通しは後に問題を残すことがあります

保護者は悩んだ末に、何らかの手立てを求めて相談に臨みます。それに対して「様子を見ましょう。」のような曖昧なことばで相談をまとめてしまうことは、失望感や物足りなさを与えてしまいます。また、「大丈夫ですよ。」などの安易なことばによって、「あのとき先生が大丈夫と言ったから。」と、保護者が相談をやめてしまうこともあります。教師が外部機関への相談はまだ必要ないと判断したとしても、引き続き校内で相談や支援を考えていくことを伝えます。また、その後問題が生じた場合、すぐに外部機関に相談や支援の要請ができるような体制を整えておきます。



外部機関の教育相談を受ける場合、どうすればよいでしょうか。

まずは「相談を受けたいのですが」の電話から始まります

< 学校から依頼するには・・・ >

担任や特別支援教育コーディネーターが保護者と話し合って相談先や相談内容を検討します。

校長・教頭・特別支援教育コーディネーターが窓口となり、外部機関の相談担当者に、電話で大まかな相談内容を伝えます。

相談期日や日程について調整をした上で、文書で外部機関へ正式に依頼します(依頼書は各機関で所定の様式があります)。

相談日当日までの間に担任も交えて、相談内容や準備資料などについて細かな調整を進めていきます。

\* ただし、このようなケースもあります。

学校に知らせず相談を受けたいという場合に、保護者から直接相談機関に連絡する場合もあります。

外部機関を訪れての相談が難しい場合には、保護者や教師が電話で相談をすることもできます。



外部機関での相談は他機関へのバトンタッチではありません

< 相談で助言を受けた後は・・・ >

外部機関から得たアドバイス(文書で報告される場合もあります)を校内委員会等で共通理解します。

関係職員が実際に具体的な支援を行います。

助言に基づく指導を学校で行っても、効果が現れない場合は、再度助言を求めて相談することもできます。

医学的な受診が必要になり、医療機関に相談が引き継がれることもあります。

保護者の不安や悩みは、子どもの育ちに応じて変化していきます。学年が上がる時や、中学校や高等学校に進学するときに、これまでと違った相談のニーズが生じてくることも考えられます。

\* 相談結果の記録や引き継ぎ、指導方針の共通理解、複数の教師の目による変容の評価などに「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を上手に活用しましょう。

外部機関に教育相談をする際は、どのような準備をすればよいでしょうか。

#### 相談の目的を明らかにします

事前に保護者と打合せを行い、「一番相談したいこと」について明確にしておく必要があります。校長・教頭や特別支援教育コーディネーターにも相談内容を伝えておくことも大切です。

#### < 相談内容の例 >

- 「子どもの気になる状態について、専門的な立場から意見を聞きたい。」
- 「子どもに合った支援方法について、助言を得たい。」
- 「特殊学級や通級指導教室の活用や進路の選択について、アドバイスが欲しい。」
- 「知能検査等を受けて、その結果から指導の手立てについて具体的助言を得たい。」

#### 本人や周囲の困りごとや願いについて整理しておきます

本人	・ 勉強がわからないので、学校に行きたくない。 ・ 自分の特徴的な行動をからかわれてつらい。
保護者	・ 家でも時間をかけて勉強させているが、教えたことをすぐ忘れてしまうので、勉強方法を教えて欲しい。
担任	・ 国語は苦手だが、算数は分野によっては力がある。もっと自分に自信をもってほしい。

#### 普段の状況を観点別に整理しておきます

基本情報	生育歴、受診歴、相談歴、家族の状況
行動面	着席状況、教師への注目、姿勢保持、課題への集中、持ち物の整理状況、興味・関心、こだわり など
学習面	発問や指示の聞き取り、理解、作業、書字、器用さ、記憶力、読解力、表現の仕方 など
対人関係	他児とのかかわり方、協調性、集団の中での役割意識、自己主張の仕方、集団の中での様子、休み時間の過ごし方、学級の雰囲気 など

さらに、このような準備があると相談が進めやすくなります

- ・ 長崎県教育委員会作成の「特別な教育的支援を必要とする子どものサポートマニュアル」の実態把握表で、子どもの特性をチェックして事前に相談先へ送る。
- ・ テストの答案や子どもの作品、ノートなどを用意する。
- ・ 学校での活動の様子をよく知っている教師が説明する。
- ・ ビデオなどを活用する（保護者の承諾が必要）。
- ・ 子どもの特徴が現れる授業を、参観してもらうように設定する（巡回相談）。

\* 上に挙げた準備がなくても、教育相談は受けられます。子どもが困っていて、保護者や教師が対応等に悩んでいる場合は、早めの相談が必要です。（発達検査等を依頼する場合、個人情報に関係する場合は、保護者の承諾が必要です。）

下記の専門機関で相談を受け付けています。

主な専門機関

長崎県教育センター 0957-52-9241 大村市玖島1丁目24-2

長崎県発達障害支援センター 0957-22-1802 諫早市永昌東町24-3

県立こども医療福祉センター 0957-22-1300 諫早市永昌東町24-3

盲・ろう・養護学校

<b>県立盲学校</b> 095-882-0020 西彼杵郡時津町西時津郷 873 (視覚障害教育、特別支援教育全般)	<b>県立希望が丘高等養護学校</b> 0957-43-5544 諫早市多良見町化屋 986-6 (知的障害教育、特別支援教育全般)
<b>県立ろう学校</b> 0957-52-2444 大村市植松 3-160-2 (聴覚障害教育、特別支援教育全般)	<b>県立川棚養護学校</b> 0956-82-2203 東彼杵郡川棚町小串郷 1600 (知的障害教育、特別支援教育全般)
<b>佐世保分校</b> 0956-46-0881 佐世保市小舟町 60 (聴覚障害教育、特別支援教育全般)	<b>県立長崎養護学校</b> 095-827-6624 長崎市桜木町 6-41 (肢体不自由教育、特別支援教育全般)
<b>県立佐世保養護学校</b> 0956-47-6474 佐世保市竹辺町 810 (知的障害教育、特別支援教育全般)	<b>県立野崎養護学校</b> 0956-28-0311 佐世保市野崎町 1746 (肢体不自由教育、特別支援教育全般)
<b>県立島原養護学校</b> 0957-65-0350 小・中学部 島原市新田町 562 (知的障害教育、特別支援教育全般)	<b>県立諫早養護学校</b> 0957-26-1798 諫早市真崎町 1670-1 (肢体不自由教育、特別支援教育全般)
<b>高等部</b> 0957-65-4161 島原市南崩山町丁 2800-3 (知的障害教育、特別支援教育全般)	<b>県立諫早東養護学校</b> 0957-22-1863 諫早市永昌東町 24-2 (肢体不自由教育、特別支援教育全般)
<b>南串山分教室</b> 0957-88-3394 雲仙市南串山町丙 9436-2 (知的障害教育、特別支援教育全般)	<b>県立大村養護学校</b> 0957-52-6312 大村市久原 2-1418-2 (病弱教育、特別支援教育全般)
<b>県立虹の原養護学校</b> 0957-55-5260 大村市宮小路 3丁目 5-1 (知的障害教育、特別支援教育全般)	<b>県立桜が丘養護学校</b> 0956-82-3630 東彼杵郡川棚町下組郷 386-2 (病弱教育、特別支援教育全般)
<b>みさかえ分校</b> 0957-34-2398 諫早市小長井町遠竹 2727-20 (知的障害教育、特別支援教育全般)	<b>長崎大学教育学部 附属養護学校</b> 長崎市柳谷町 42-1 095-845-5646 (知的障害教育、特別支援教育全般)
<b>県立鶴南養護学校</b> 095-892-0258 長崎市蚊焼町 721 (知的障害教育、特別支援教育全般)	長崎県教育委員会ホームページ <a href="http://www.pref.nagasaki.jp/edu/index.php">http://www.pref.nagasaki.jp/edu/index.php</a> から、県内の公立盲・ろう・養護学校のホームページを検索することができます。
<b>小学部時津分教室</b> 095-886-8270 西彼杵郡時津町西時津郷 873 (知的障害教育、特別支援教育全般)	
<b>高等部五島海陽高等学校分教室</b> 五島市坂の上 1-6-1 0959-72-2303 (知的障害教育、特別支援教育全般)	

\* 地域の医療・療育機関や言語障害・情緒障害通級指導教室でも相談を行っています。